

2013年7月24日

(幹事 神 洋 明)

通信傍受法の対象犯罪の拡大について

(議論の素材として)

1 日本弁護士連合会は、通信傍受法に関しては、その成立過程から、これまで一貫して反対しており、対象犯罪の拡大についても基本的に反対の立場を変えていない。

ところで、通信傍受の有用性について特別部会で警察側委員・幹事から具体的に提起されていたのは、振り込め詐欺と外国人を含む窃盗団の窃盗であった。こうした犯罪への対応として、詐欺、窃盗（その手段が度を超した場合に起こり得る強盗、恐喝）を通信傍受の対象として加えたいのであれば、それを必要とする警察など捜査側が振り込め詐欺や組織窃盗という形で対象犯罪を限定する特別な構成要件を提案すべきである（※1参照）。

いずれにしろ、原案の①をそのまま対象犯罪とするのには断固反対する。

※1 その際に留意すべきことは、平成11年の最高裁決定が対象犯罪の要件として示した「重大な犯罪に係る被疑事件」を踏まえる必要があるという点である。現行通信傍受法の対象犯罪は、薬物犯罪、銃器犯罪、集団密航犯罪、組織的殺人の4罪種とされていること、また当初国会に上程された通信傍受法案で提案されていた多くの対象犯罪の別表の中には詐欺や窃盗といった単なる財産犯は加えられていなかったという点をも考えると、組織的に行われたものであるとともに、犯罪としても重大と言える程度の振り込め詐欺や窃盗団による窃盗に絞り込み（犯罪として軽微なものは除外される）、かつ、当該行為の内容や被害の重大性からみて相当な場合に限定する必要がある。

なお、この視点は、「振り込め詐欺」や「外国人を含む窃盗団による窃盗」という特別の構成要件を作る場合だけでなく、以下の2に述べるような「組織的に行われたもの」（組織性要件）等で限定する場合でも不可欠な要件である（3参照）。

2 対象犯罪は限定しなければならないという前提に立って考えられる方法としては、特別の構成要件とするか傍受令状の要件とするかはともかく、傍受の範囲が広がらないようにするために、少なくとも組織性を要件とすべきである。

ここでは、振り込め詐欺、窃盗団による窃盗を念頭にして考えてみることとする。

(1) 例えば、組織的犯罪処罰法における組織性の定義を前提として、同法の組織的窃盜、組織的詐欺（現行法に規定あり）のようなものを対象とすべきである。

(2) 組織的犯罪処罰法の組織的詐欺とか新たに組織的窃盜を作るという形では、団体要件が非常に厳格なのでハードルが高いというのであれば、その疎明の程度を下げ、例えば、「当該犯罪が、団体（組織的犯罪処罰法第2条にいう「団体」）の活動（組織的犯罪処罰法第3条にいう「団体の活動」）として、当該罪に当たる行為を実行するための組織（組織的犯罪処罰法第2条にいう「組織」）により行われたものであると疑うに足りる状況があるとき」とすることが考えられる。

3 ①の窃盜、強盗、詐欺、恐喝の犯罪類型については、前記1の※1で述べたように、通信傍受の対象犯罪としては、「犯罪の重大性」という観点等からの絞り込みをしないと、傍受の範囲が無限に広がりかねないので、その行為の内容及び被害の程度・重大性を考慮し、軽微な犯罪は除かれるべきである。

4 以上の2及び3の考え方を通信傍受法第3条及び組織的犯罪処罰法第2条の規定ぶりを参考にして作ると、以下のようになる。

(1号規定)

「別表に掲げる罪（窃盜、詐欺）（その行為の内容及び被害の程度・重大性を考慮し、軽微な事件は除く）が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたものであると疑うに足りる状況があるとき」

(2号規定)

「別表に掲げる罪（窃盜、詐欺）（その行為の内容及び被害の程度・重大性を考慮し、軽微な事件は除く）が犯され、かつ、引き続き当該別表に掲げる罪と同様の態様でこれと同一又は同種の別表に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が、団体の活動として、当該罪に当たる行為を実行するための組織により行われたものであると疑うに足りる状況があるとき」（※2参照）

※2 振り込め詐欺、組織窃盜の場合については、通信傍受法第3条2号のイの場合のみが想定されると考えられたので、ロの場合については除外して、イの場合のみを第2号の本文に組み込むこととした。

5 通信傍受の対象としては、特別部会でも警察側委員・幹事から出ていた喫緊の課題が振り込め詐欺と窃盜団による組織窃盜であったのであるから、②殺人、③逮捕、監

禁、略取、誘拐を加えることには消極的である。

仮にこの②と③を対象犯罪にするのであれば、捜査側委員・幹事から、前記振り込め詐欺や窃盗団による組織窃盗と同様に、その具体的必要性と有用性を作業分科会のみならず部会で明らかにすることが必要であり、かつ、これを対象犯罪とする場合は、少なくとも前記2の組織性（組織的に行われたもの）要件及び前記3の行為・結果の重大性要件で限定を加えるべきである。

5 ④の各犯罪を加えることの可否について

基本的にはこれらの犯罪を対象犯罪とすることには全部反対である。

前記4に記載したように、これらの犯罪についても、捜査側委員・幹事において、前記②と③以上に、網羅的ではなく、個別の犯罪ごとに、その具体的必要性と有用性を明らかにすべきであり、かつ、犯罪の重大性の観点とか、傍受の範囲が広がりすぎないようにするため一定の限定がなされるべきである。これまでの説明では単に有用である（あれば便利）ということのみが強調され、説得力を欠いていると言わざるを得ない。よって、④の犯罪を通信傍受の対象とすることには強く反対する。

もっとも、極めて稀有な場合しか起こりえない犯罪ではあるが、犯罪の重大性からみて、我が国や多数の国民にとっての有事の場合を想定しての、内乱、外患、航空機の強取に関する法律違反、サリン等による人身被害の防止に関する法律違反などについては対象犯罪とすることが考えられないではないが、当部会において、そのような稀有な場合を想定してまで対象犯罪とする必要はないと思われる。

6 最後に、現行通信傍受法が対象犯罪としている「集団密航犯罪」については、当部会の基本構想の範囲を超えるものであるが、法律制定当初の予想に反し、現在では対象犯罪としては陳腐化しているので、本法を改正する際には削除すべきものと考える。

以 上